
平成25年度 事業計画基本方針

長崎県市町村振興協会事務局

1 事業方針の視点

■ 基本的に平成24年度事業内容と同じ

(平成24年度事業をベースに申請)

- * 追加の新規事業は移行後、新たに変更認定申請の手続きが必須
⇒ 公益目的事業の審査後、事業実施
- * 平成25年度は、タイムラグ ⇒ 新規事業はなじまない



公益法人移行認定申請 (平成24年11月29日)

■ サマージャンボ宝くじ基金交付事業の継続 (H23~)

→ 交付金を活用し、単独自治体や複数自治体での独自の取組み

■ 貸付要件の見直し (H25から)

→ H24から地方債届出手続開始 ⇒ 県への届出事業

2 振興協会の事業について

(現寄附行為)

協会の目的(寄附行為第3条)

「市町村の発展を通じた住民福祉の増進」

主事業

貸付・基金運用(寄附行為第4条第1号)

交付金の配分(寄附行為第4条第2号)

* 宝くじの収益金を人口割(≒売上)を中心に分配

(H12.12.11自治省地方債課長内かん 交付金の20%は均てん化)

補完
事業

その他(寄附行為第4条第5号)

←財政上の制約(持続可能性)

←市町村共通の財源

←公益目的事業が原則

・住民の利益の増進に寄与するもの

・本来自治体がやるべき事業は非該当

財政制約の範囲内で広く21市町が共同・協力して取り組む事業を原則とする

3 公益財団移行後の事業について

平成24年8月10日第78回理事会で決定

協会の目的(定款第1条)

「市町村の発展を通じた住民福祉の増進」 (同じ)

貸付・基金運用(定款第3条第1号) (同じ)

交付金の配分(定款第3条第2号) (同じ)

市町村の共通の利益を目的とする事業
(定款第3条第3号) (新規)

3/4ルール(*21市町村のうち16自治体以上が参加する事業を実施)
*実際に利用する団体が一定数以上となることに着目



仮に利用希望団体が5割程度でも、実施の意義についてはすべての市町村が賛成している事業
*すべての団体が事業の意義に賛同することに着目 (企画財政審査会で審議)

(事業)

第三条 協会は、第一条の目的を達成するため、長崎県内において、次の事業を行う。

- 一 市町村振興宝くじ交付金を原資とする特定資産を運用し、住民福祉の増進に資する事業に係る地方債の資金として市町村に貸付けを行うこと。
- 二 市町村振興宝くじ交付金を市町村に交付すること。
- 三 市町村の共通の利益を目的とする事業を助成し、又は実施すること。
- 四 市町村の振興に関する調査研究及び情報提供を行うこと。
- 五 市町村振興宝くじの販売を促進するための事業を行うこと。

4 事業構成

* 公益財団法人移行を前提 ← 事業項目組換済 (H24)

全ての事業を公益目的事業として申請

- 貸付事業 (防災、公共事業) (定款第3条第1号) * 要件見直し=県への届出事業 (貸付細則の変更)
 - 交付事業 (市町振興) (+サマージャンボ基金の取崩し) (定款第3条第2号)
 - 研修事業 (職員研修) (定款第3条第3号)
 - 振興共同事業助成 (定款第3条第3号)
(派遣研修、地域活性化支援、国際交流支援、防災航空隊支援、4団体研修・研究等)
- ※ 調査研究・情報提供事業 (定款第3条第4号) ⇒ 法人会計対応

公益目的事業会計

5 貸付要件の見直し = 県への届出事業

地方債協議制度の見直し

地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、平成24年度より、民間資金債に係る地方債届出制度を導入する。

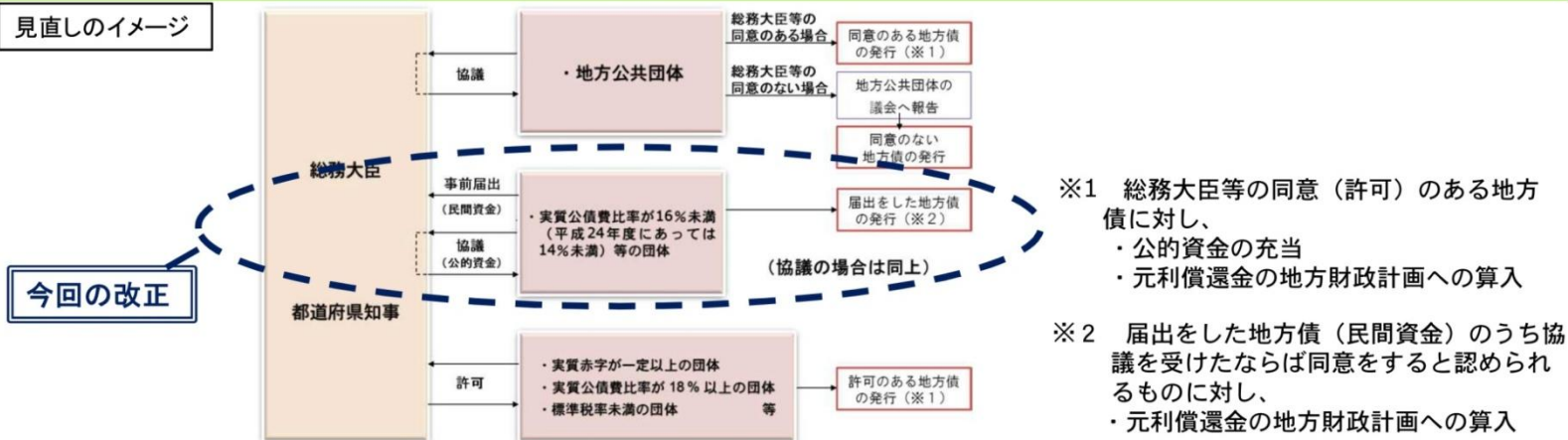
1. 協議不要対象団体

以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体が民間資金債を発行する場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出とする。

- ① 実質公債費比率が16%未満(平成24年度にあつては14%未満)であること
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあつては300%以下、一般市区町村にあつては200%以下であること
- ⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。)が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。



6 公益法人移行後の新体制

